

令和4年（行ウ）第3号

原告 佐倉 邁・内田信也・橋詰圭一

求 釈 明 書

原告らに対し、裁判長として訴状の審査をするに当たり、訴状の記載に関して、次の点の釈明を求める（民事訴訟法149条1項）。本書面送達後2週間以内に、書面により回答されたい。本件の期日指定及び当庁令和4年（行ク）第2号事件の進行等に関しては、その上で検討することとする。

1 被告及び請求の趣旨について

本件訴えは、被告を三重県とした上で、三重県知事の鈴鹿市に対する別紙1（甲7）の許可（ただし、別紙2（甲9）の許可による変更後のもの）の処分の取消しの訴え（行政事件訴訟法3条2項）であると理解してよいか。

2 請求の原因について

- (1) 訴状4頁2行目記載の令和3年8月2日の報道について、該当する書証（新聞記事等）を提出されたい。 ✓
- (2) 同行目以下に「多くの公園利用者や一般市民は、令和3年8月2日に報道されるまで、公園がアンリミテッドに無料で貸与されサッカー場が報道されることを知らなかった。」とあるが、これは、上記報道により、原告らも別紙1（甲7）の許可処分を知ったという意味に理解してよいか。 ✓
- (3) 仮にそうであるとする、原告らが「処分があったことを知った日」から本件訴えの提起日（令和4年2月14日）までに6箇月を経過していることになるが、この点につき「正当な理由」（行政事件訴訟法14条1項）はあるか。

令和4年2月25日

津地方裁判所民事部

裁判長裁判官

竹 内 浩 史

三重県指令県土第12-78号

鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市 鈴鹿市長 末松 則子 様

令和3年6月21日付けで申請のあった公園施設の設置等については、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条及び第8条の規定により、以下のとおり許可します。

令和3年6月29日

三重県知事 鈴木 英 敬



- 1 設置する公園施設 サッカー専用スタジアム及び多目的グラウンド
- 2 施設の設置場所 鈴鹿市住吉町字中大谷 6744 番地 1
県営都市公園鈴鹿青少年の森内
- 3 設置・管理の期間 令和3年8月1日から令和13年7月31日まで
- 4 許可の条件 別記のとおり

別記

- (1) 使用料は、三重県都市公園条例（昭和47年三重県条例第33号）第10条第2項の規定に基づき免除します。
- (2) 設置等に必要な経費は、許可を受けた者が負担してください。
- (3) 許可を受けた者が公園施設の設置等を行う方法は申請のとおりとします。
ただし、工事施工時には、公園利用者に事前に周知するとともに、利用者に対する安全対策を講じてください。
また、周辺住民や関係者等への説明や調整について、許可を受けた者が責任をもって実施してください。
- (4) 許可を受けた者は、設置する公園施設の区域内において事故等が発生したときは、直ちに鈴鹿建設事務所長（以下、所長という。）に届け出るとともに、自らの責任において解決することとし、その結果を遅滞なく所長に報告してください。
- (5) 許可を受けた者の責めにより公園施設を荒廃させ、又は毀損したときは、直ちに長に届け出るとともに、その指示に従って自己の費用をもって原状に復してください。
- (6) 許可を受けた者は設置等の期間が満了したとき、許可日を基準として設置等物件を原状回復してください。ただし、設置等の期間を更新する場合を除きます。
- (7) 許可を行う区域内において支障となる公園施設のうち、公園管理者が求めるものについては、都市公園法等の規定に基づき許可を受けた者の責により復旧を行ってください。
- (8) 許可を行う区域内の共用部分（園路、広場および駐車場等）については、別添資料「県営都市公園鈴鹿青少年の森指定管理者業務仕様書」を参考として良好な管理水準を保ち、一般公園利用者に開放してください。
- (9) 植樹された樹木の撤去を行う場合は、公園内への移植に努めてください。
- (10) 施設周囲への植栽を行い、公園内の景観の調和を図ってください。
- (11) 自然環境との調和を図り、生育する希少野生動植物の保全に努めてください。
- (12) 以上のほか、都市公園法及び三重県都市公園条例その他関係法令の諸規定を遵守してください。

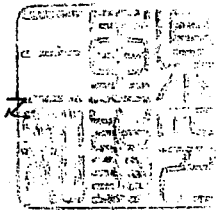
三重県指令県土第12-181号

鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市 鈴鹿市長 末松 則子 様

令和4年1月12日付けで変更申請のあった公園施設の設置等については、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条及び第8条の規定により、以下のとおり許可します。

令和4年1月20日

三重県知事 一 見 勝



- 1 設置する公園施設 サッカー専用スタジアム及び多目的グラウンド
- 2 施設の設置場所 鈴鹿市住吉町字中大谷 6744 番地 1
県営都市公園鈴鹿青少年の森内
- 3 設置・管理の期間 令和3年8月1日から令和13年7月31日まで
- 4 許可の条件 別記のとおり

別記

- (1) 使用料は、三重県都市公園条例（昭和47年三重県条例第33号）第10条第2項の規定に基づき免除します。
- (2) 設置等に必要な経費は、許可を受けた者が負担してください。
- (3) 許可を受けた者が公園施設の設置等を行う方法は申請のとおりとします。
ただし、工事施工時には、公園利用者に事前に周知するとともに、利用者に対する安全対策を講じてください。
また、周辺住民や関係者等への説明や調整について、許可を受けた者が責任をもって実施してください。
- (4) 許可を受けた者は、設置する公園施設の区域内において事故等が発生したときは、直ちに鈴鹿建設事務所長（以下、所長という。）に届け出るとともに、自らの責任において解決することとし、その結果を遅滞なく所長に報告してください。
- (5) 許可を受けた者の責めにより公園施設を荒廃させ、又は毀損したときは、直ちに長に届け出るとともに、その指示に従って自己の費用をもって原状に復してください。
- (6) 許可を受けた者は設置等の期間が満了したとき、許可日を基準として設置等物件を原状回復してください。ただし、設置等の期間を更新する場合を除きます。
- (7) 許可を行う区域内において支障となる公園施設のうち、公園管理者が求めるものについては、都市公園法等の規定に基づき許可を受けた者の責により復旧を行ってください。
- (8) 許可を行う区域内の共用部分（園路、広場および駐車場等）については、別添資料「県営都市公園鈴鹿青少年の森指定管理者業務仕様書」を参考として良好な管理水準を保ち、一般公園利用者に開放してください。
- (9) 植樹された樹木の撤去を行う場合は、公園内への移植に努めてください。
- (10) 施設周囲への植栽を行い、公園内の景観の調和を図ってください。
- (11) 現場着手後、樹木伐採前に現地調査のうえ、移植・植栽計画を提出してください。
- (12) 自然環境との調和を図り、生育する希少野生動植物の保全に努めてください。
- (13) 以上のほか、都市公園法及び三重県都市公園条例その他関係法令の諸規定を遵守してください。

これは謄本である。

令和4年2月25日

津地方裁判所民事部

裁判所書記官 渡邊 滝吉